

また訪問型サービスや通所型サービスのうち指定事業者によるサービスに係る第1号事業支給費の額については、市町村において、介護予防訪問介護等の単価を下回る額を訪問型サービス及び通所型サービスそれぞれについてふさわしい単価を定めることとしており、市町村は、サービス内容や時間、基準等を踏まえ定めることが必要である。

7～9 (略)

附則

1 この告示は、平成三十年四月一日から適用する。

2 この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、取り替えて使用することができる。

○厚生労働省告示第百八十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百七条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百七条第三項第一号の厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国
 - 二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人
 - 三 日本赤十字社
 - 四 健康保険組合及び健康保険組合連合会
 - 五 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
 - 六 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会
 - 七 日本私立学校振興・共済事業団
 - 八 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会
 - 九 医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)第七条第一項の許可を受けて病院を開設している者(第一号から前号までに掲げる者を除く。)
 - 十 厚生労働大臣が介護医療院の開設者として適当であると認定した者(厚生労働大臣が認定した介護医療院を開設する場合に限る。)
 - 十一 厚生労働大臣が別に定める者

○厚生労働省告示第百八十二号

厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者(平成三十年厚生労働省告示第百八十一号)第十一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者として定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者(平成三十年厚生労働省告示第百八十一号)第十一号の厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)附則第二条に規定する転換を行う病院又は診療所の開設者(厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第一号から第十号までに掲げる者を除く。)
- 二 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)附則第十三条に規定する転換を行って介護老人保健施設を開設した者(厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第一号から第十号までに掲げる者を除く。)

○厚生労働省告示第百八十三号

介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)第三条第一項第二号の規定に基づき、居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを提供している者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを提供している者として厚生労働大臣が定めるもの

介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)第三条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定めるものは、指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第百五十三号)第一条第三号から第五号まで、第七号から第十号まで、第十二号から第十五号まで、第十七号及び第十九号から第二十二号までに掲げる者とする。

○厚生労働省告示第百八十四号

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二條の二十三第二項の規定に基づき、介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年厚生労働省告示第七十一号)の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる課程の区分に応じて当該各号に定める基準とする。

一 介護保険法施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程 介護に
従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として、別表第一の課程
により行われるものであること。

二 介護保険法施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する生活援助従事者研修課程 生活援
助(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別
表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注3に規定する生活援助をいう。)が
中心である指定訪問介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平
成十一年厚生省令第三十七号)第四條に規定する指定訪問介護をいう。)に従事する職員が行う
業務に関する知識及び技術を習得することを目的として、別表第二の課程により行われるもの
であること。

別表第一(第一号関係)

(表略)

別表第二(第二号関係)

区分	科目	時間数	備考
講義及び 演習	職務の理解	二	研修修了者が行う職務の範囲について理解するために必要な内容を含めること。 講義と演習を一体で実施すること。 必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
	介護における尊厳の保持・自立支援	六	介護職が、利用者の尊厳と自立を支える専門職であることを自覚し、介護・福祉サービスを提供するに当たつての基本的視点等を理解することを目的とする。講義と演習を一体で実施すること。

改正前

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程は、介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として、別表の課程により行われるものとする。

別表

(表略)

(新設)

(傍線部分は改正部分)

